

訪問介護とは

目的

私たちは、利用者様の価値観や生活習慣を尊重し、利用者様の潜在能力を引き出すことを目的とし、現在お持ちにならされている能力を維持、向上させて自立を支援するという視点を持ちサービスを提供いたします。

訪問介護を利用するには

① 相談する

介護サービスがひとつよう

住宅改修が必要かなど、市役所の長寿課へ相談

(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設でも受け付けています)

② 心身の状態を調べる

介護サービスが必要、住宅改修が必要な方

↓

要介護認定を受けます

生活に不安があるが、どんなサービスを利用したらいいか分からない

介護予防に取り組みたい

↓

基本チェックリストを受ける

基本チェックリストとは、25 の質問事項で日常生活に必要な機能が低下していないいかを調べる事です。(介護予防・生活支援サービスのみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定でサービスを利用できます。)

③ 要介護認定を受ける

要介護認定の申請⇒要介護認定（調査～判定）

④ 体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって、心身の状態が判定されます。

要介護 1～要介護 5⇒介護サービスを利用できます。

要支援 1～要支援 2⇒介護予防サービスを利用できます。

要介護認定（要介護1～要介護5）の通知を受けたら

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

↓

居宅介護支援事業所に連絡します。

- ・市が発行する事業者一覧の中から居宅介護支援事業所（ケアマネージャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- ・担当ケアマネージャーがきます。

↓

ケアプランを作成します

- ・担当のケアマネージャーと相談しながらケアプランを作成します。

↓

介護保険の在宅サービスを利用します

- ・サービス事業者と契約します
- ・ケアプランにもとづいたサービスを利用します。

訪問介護について

主なサービス内容

身体介護=利用者様の身体を直接触れて行う介護です

- ・食事介助 食事の際の支援
- ・入浴介助 全身又は部分浴（顔、髪、腕、足など部分的な洗浄）
- ・清拭 入浴ができない場合などに体を拭いて清潔にすること
- ・排泄介助 トイレの介助やオムツ交換
- ・歩行介助 自分の足で歩く事ができるように介助を行うこと
- ・更衣介助 衣類の着脱など着替えの介助
- ・体位交換 ベッド上など褥瘡予防のための姿勢交換
- ・移乗介助 ベッドから車いすに移る際の介助
- ・移動介助 起き上がる、座る、歩くといった行為が困難な場合や移動の際に介助をすること
- ・血圧、体温測定、爪切り（医療行為ではないもの）

生活援助=一人暮らしの場合や家族や利用者様本人が何らかの理由で家事ができない場合におこなう日常生活をサポートする介護サービスのことです。

- ・掃除 居室などの掃除、ゴミ出し
- ・洗濯 衣類を洗う、干す、たたむ、整理まで
- ・食事準備 食材の買い物代行、調理、配膳、片づけまで

訪問介護で出来ない事

- ・家具の移動や電気器具の修理
- ・床のワックスかけ
- ・窓のガラス拭き
- ・庭の草取り
- ・ペットの散歩

【医療行為にあたるもの】

- ・インスリン注射
 - ・点滴
 - ・経管栄養
 - ・たんの吸引
- (経管栄養、痰の吸引は一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下で実施可能です)
- ・摘便や褥瘡の処置など

【利用者様以外の方に対する行為】

- ・家族の分の食事を作る
- ・家族の部屋の掃除や衣類の洗濯など家事代行
- ・家族の子供の面倒を見るなど

要支援 1～2

住んでいる地区的地域包括支援センターへ連絡



職員に希望を伝えます

- ・家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。



介護予防ケアプランを作成します

- ・地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。



介護予防サービスを利用します。

- ・サービス事業者と契約します。
- ・介護予防ケアプランにもとづいたサービスを利用できます。

日常生活支援総合事業（総合事業）

介護職員が訪問し、身体介護・日常生活の支援を行います。

入浴介助・オムツ交換などの身体介護・掃除・洗濯

訪問介護相当サービス

訪問し身体介護・日常生活の支援を行う

（入浴介助、オムツ交換などの身体介護を含む方への掃除、洗濯）

生活支援訪問型サービス

訪問し日常生活の支援を行うサービス

（身体介護を除く掃除、洗濯など）

要支援 1 の方は訪問介護相当サービス、生活支援型サービス共に週 1 回の利用ができます。

要支援 2 の方は訪問介護相当サービスが週 3 回、生活支援型サービスを週 2 回利用ができます。